

燃料油メーター及び液化石油ガスメーターの 型式承認申請について

この文書は、燃料油メーター及び液化石油ガスメーター（以下「燃料油メーター等」）の型式承認申請についての取り扱いを記載したものです。

今後、当型式を申請される際には、この文書を参考にさせていただき手続きを行っていただきますようお願いいたします。

1. 技術的相談について

燃料油メーター等の型式に関する技術的相談についての産業技術総合研究所担当部署

- 独立行政法人産業技術総合研究所 計測標準研究部門 法定計量科 型式承認技術室
〒305-8563 茨城県つくば市 梅園1-1-1 中央第3 3-1棟

TEL 029-861-4057

FAX 029-861-4055

- 独立行政法人産業技術総合研究所 計測標準研究部門 流量計測科 流量計試験技術室

TEL 029-861-4319

FAX 029-861-4320

2. 申請手続きについて

2-1 申請に関する問合せ（申請窓口）

独立行政法人産業技術総合研究所 計量標準管理センター 標準供給保証室

〒305-8563 茨城県つくば市 梅園1-1-1 中央第3 3-9棟

TEL 029-861-4026 FAX 029-861-4018

なお、申請に関する手続き及び申請書フォーマットは以下のホームページにも記載してありますのでご参照下さい。

参照HP：<https://www.nmij.jp/service/P/legal/katashiki/>

2-2 申請書及び申請手数料

申請書は、『特定計量器検定検査規則』第30条第1項（別紙_様式第7 参照）に従い、該当事項を記入後、提出をお願いします。（提出部数 1部）

申請受理後、計量法関係手数料令（平成22年政令第134号）第4条に定める手数料を次の銀行口座へ払い込みをお願い致します。

銀行名 三菱東京UFJ銀行千代田支店
種別 普通
口座名義 独立行政法人産業技術総合研究所
口座番号 6071041

新規型式手数料：

●燃料油メーター

- ・使用最大流量 1 L/分以下：309,200円
（微流量燃料油メーター）
- ・充填機構その他で器具、機械又は装置と構造上一体型：588,900円
（自動車等・小型車載燃料油メーター）
- ・上記以外：344,700円
（大型車載・定置・簡易・燃料油メーター）

●液化石油ガスメーター：588,900円

承認型式（減額）手数料：

別紙_承認型式（減額）手数料 参照

新規手数料から減額を適用する試験項目に応じ、それぞれの金額を減じ（減額する試験項目が複数ある場合は、その合計金額を減ずる）、さらに51,700円を減じる。

試験省略の判断については「独立行政法人産業技術総合研究所が行う計量法に基づく検定、検査等及び特定標準器による校正等に関する規程」による。（別紙_同一型式規定別紙 参照）

2-3 申請時の提出書類等

- 1) 申請書 1部
- 2) 構造図・作動原理図 2部
- 3) 製造工程図、説明書等 1部
- 4) 試験用特定計量器（台数等は申請内容による）
- 5) 申請手数料請求書の送付先メモ(担当者名の住所・部署名)

3. 同一型式区分について

『独立行政法人産業技術総合研究所が行う計量法に基づく検定、検査等及び特定標準器による校正等に関する規程』による。（別紙_同一型式規定別紙 参照）

4. 提出書類等について

特定計量器検定検査規則第30条第2項第2号及び第3号に規定された書類を提出していただきます。

- 1) 試験用の特定計量器の構造図、作動原理図、製造工程図その他の試験用の特定計量器の構造、使用方法、使用条件及び製造の方法を説明した書類
- 2) 料金及び運賃を表示する機能を有するものにあつては、その計算方法、計算機構及び表示機構の構造図、作動原理図その他の説明書
- 3) 販売時点情報管理装置その他の電子計算機と接続して使用することができる特定計量器にあつては、パルス数、定格電圧その他の接続条件及び接続方法の構造図、作動原理図その他の説明書

提出部数

- ・ 構造図・作動原理図 2部
(うち1部は次の製造工程図等を合わせてチューブファイル等に綴じ込み)
- ・ 製造工程図、2)、3)の説明書等 1部



5. 構造図・作動原理図について

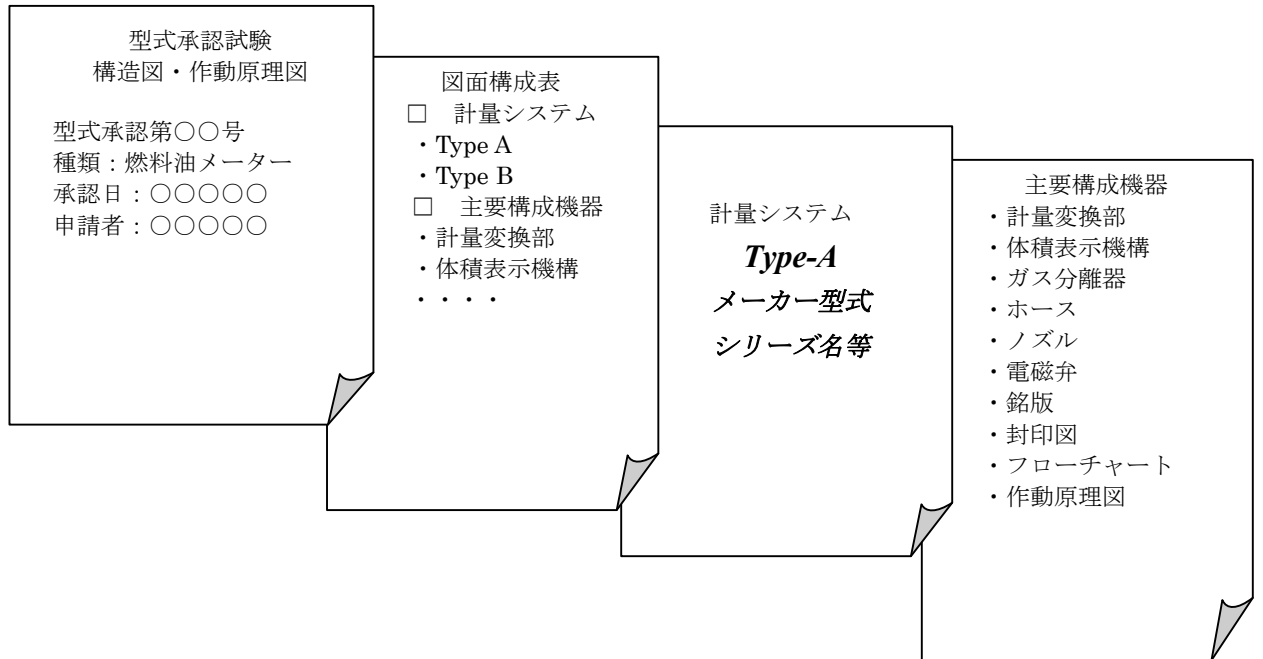
5.1 用紙の大きさ、書式、作図方法及びファイリング

1) 図面表紙については、次のフォームにより表紙を付けて下さい。(サイズ：A4縦)

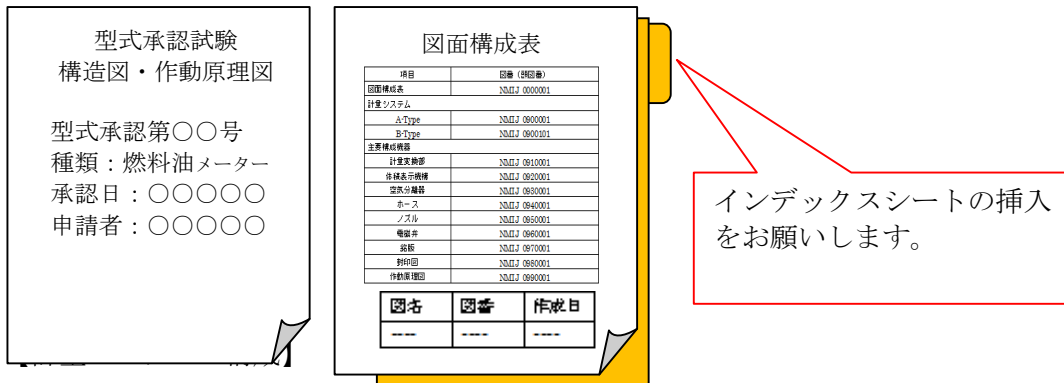
<p>型式承認試験 構造図・作動原理図</p> <p>型式承認 第 N xxx 号 種類：燃料油メーター 承認日：平成 年 月 日 申請者：〇〇〇〇株式会社</p>
--

- 2) 製本のためにA4版以外の図面については、A4版の大きさに折り込んで閉じて下さい。
- 3) 各図面には、それぞれ**図名**、**図面番号**、**作成日**(以下「**図名等**」)を記載下さい。(今後、この図名等により図面管理を行っていきます。なお、様式及び図番の付与方法についての制限はありませんので、社内の製作図面の提出でも結構です)。

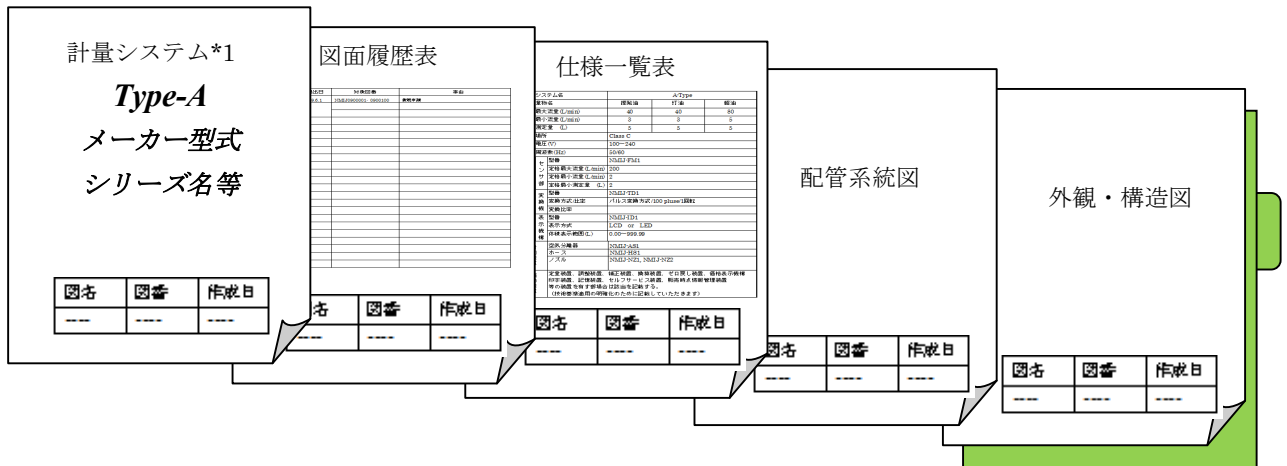
《図面構成概略イメージ》



5.2.2 図面構成イメージ



【表紙及び図面構成表イメージ】



【計量システムの構成イメージ】



【主要構成機器の構成イメージ】

5.2.3 提出図面の詳細

(1) 図面構成表

提出して頂く図面の構成（目次）がわかる一覧の記載をお願いします。

記載例

項目	図面番号（頭図番）
図面構成表	○○○○○○
計量システム	
A-Type	○○○○○○
B-Type	○○○○○○
主要構成機器	
計量変換部	○○○○○○
体積表示機構	○○○○○○
ガス分離器	○○○○○○
ホース	○○○○○○
ノズル	○○○○○○
電磁弁	○○○○○○
銘版	○○○○○○
封印図	○○○○○○
作動原理図	○○○○○○

図名	図番	作成日
○○○	○○○○○○	○○○

(2) 計量システムに関する図面

【変更履歴】

図面の変更・追加等の履歴を記載するための表の作成をお願いします。

【仕様一覧表】

計量システムの詳細仕様を記載してください。記載例参照

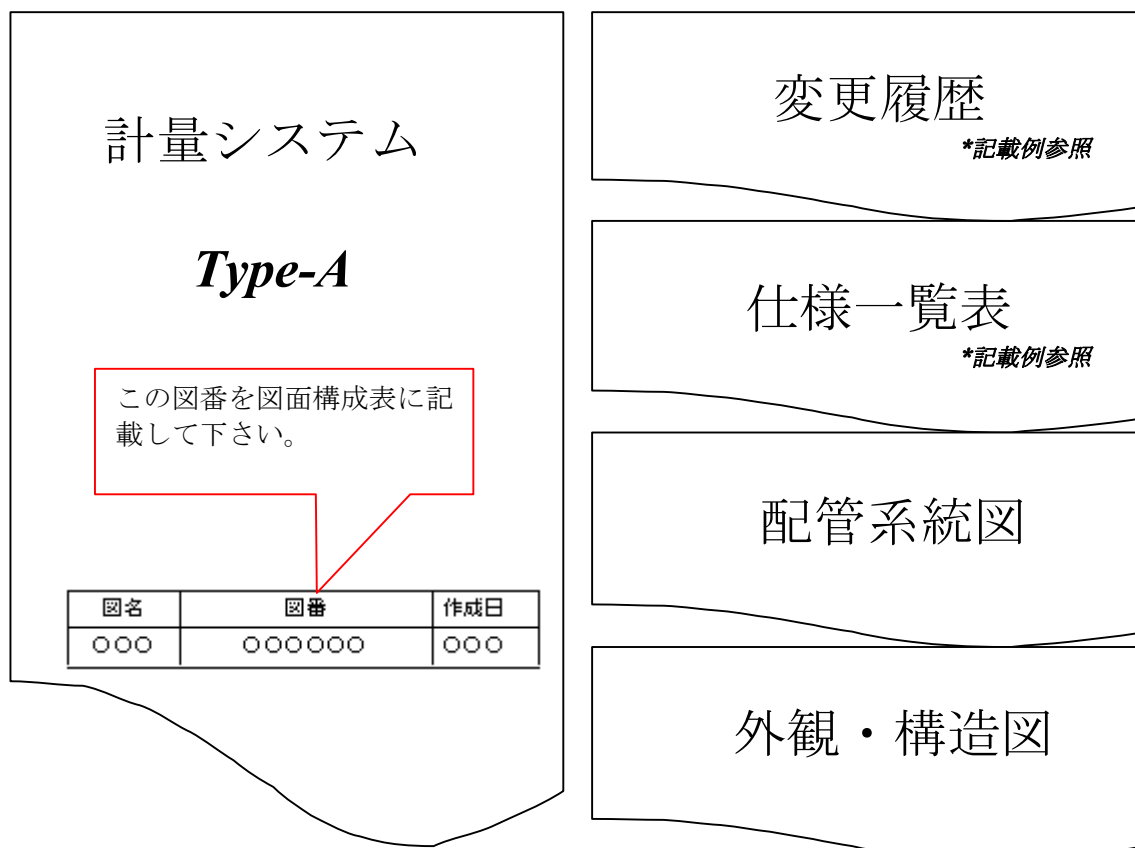
【配管系統図】（自動車等給油・小型車載燃料油メーター、液化石油ガスメーターの場合）

計量システムにおいて製造される全ての配管系統図（体積計量部（メーター）、ポンプ（ガス分離器）、体積表示機構の関係がわかるもの）を記載してください。

【外観・構造図】

計量システムの全体像および、各部寸法ならびに主要部品の配置がわかるように記載してください。当図面に銘板の取り付け位置を記載下さい。

《計量システムに関する図面構成例》



《仕様一覧表記載例》

計量システム名		A-Type	
使用最大流量(L/min)		50	
使用最小流量(L/min)		20	
最小測定量 (L)		5	
設置場所		Class C	
定格電圧(V)		100～240	
定格周波数(Hz)		50/60	
メーター	センサー部	型番	NMIJ-FM1
		定格最大流量(L/min)	200
		定格最小流量(L/min)	2
		定格最小測定量 (L)	2
	変換機	型番	NMIJ-TD1
		変換方式/比率	パルス変換方式/100 pulse/1回転
		変換比率	
	表示機構	型番	NMIJ-ID1
		表示方式	LCD or LED
		体積表示範囲(L)	0.00～999.99
付加装置	ガス分離器	NMIJ-AS1	
	ホース	NMIJ-HS1	
	ノズル	NMIJ-NZ1, NMIJ-NZ2	
補助装置	定量装置、調整装置、補正装置、換算装置、ゼロ戻し装置、 価格表示機構、印字装置、記憶装置、セルフサービス装置、 販売時点情報管理装置等の装置を有する場合は該当を記載する。 (技術基準適用の明確化のために記載をお願いします)		

(3) 主要構成機器に関する図面

【計量変換部 流量センサー/体積センサー】

流量センサー/体積センサーの型番及び外観寸法並びに構造がわかるものを記載してください。また、構成される部品の詳細構造、寸法、材質等の記載をしてください。器差性能に影響のある調整装置を有するものには、調整比、封印箇所、及びその効果

【計量変換部 発信器】

発信器型番及び外観寸法並びに構造がわかるものを記載してください。また、構成される部品の詳細構造、寸法、材質等の記載をしてください。

【体積表示機構】

体積表示機構の型番及び表示内容、表示文字の高さ寸法がわかるものを記載してください。

なお、また、同一ユニット筐体で価格表示機構、定量装置等の補助装置がある場合は、その構成がわかるよう記載してください。

当該表示機構の《ブロック図》、《電気回路図》、《回路基板図》を記載してください。主要部品の名称または、型番並びについて記載してください。電気部品のパーツリストを作成してください。セカンドソースがあるものについては必ず明記してください。

《ブロック図》

回路構成を解りやすく示したものとしてください。また、電氣的処理及び流れがわかるよう内容を記載してください。

《電気回路図》

ブロック図に対応した回路図を記載してください。

主要電気部品については判別可能な大きさと型番等の記載をしてください。

計量システム以外の機器についての記載は不要です。

《回路基板図》

パターン、電子部品の配置を示すものとしてください。主要部品の名称または、型番並びについて記載してください。

電気部品のパーツリストを作成してください。セカンドソースがあるものについては必ず明記してください。

【ノズル】(自動車等給油・小型車載燃料油メーター、液化石油ガスメーターの場合)

ノズルの型番、外観寸法並びに構造がわかるものを記載してください。また、構成される部品の詳細構造の記載をしてください。

【ホース】(自動車等給油・小型車載燃料油メーター、液化石油ガスメーターの場合)

ホースの型番、外観及び外径、内径寸法、ホース長さ、構造等がわかるものを記載してください。

【空気・ガス分離器】

空気・ガス分離器の型番及び外観寸法並びに構造がわかるものを記載してください。また、構成される部品の詳細構造、寸法、材質等の記載をしてください。

【電磁弁】

電磁弁の型番及び外観寸法並びに構造がわかるものを記載してください。

【封印図】

封印箇所及び封印方法並びに封印効果を記載して下さい。

【銘板】

表記内容、表記方法、銘版材質、取り付け方法等の記載をしてください。尚、複数の種類がある場合は、種類毎の識別（たとえば「銘板 A」, 「銘板 B」）の記載をお願いします。

【フローチャート】

計量開始から終了までおよび各機能の処理の流れがわかるものを記載してください。

【分離できる表示機構図】

分離できる表示機構が接続される計量システムは、メーター本体と当該表示機構のつながりを記載していただくとともに信号の流れがわかるものを記載してください。

【作動原理図】

計量変換部（流量センサー）の計測原理及び空気・ガス分離器の動作原理を記載して下さい。

6. 型式承認試験等

6.1 提出器物等

【提出器物】

申請内容により、提出器物の種類、台数が決定しますので事前に担当者へご相談下さい。

【取扱説明書等】

型式承認試験を円滑に実施するため計量システムの操作手順書等の提出をお願いします。

6.2 試験実施について

型式承認試験の実施については、原則、産総研が所有する試験設備により実施いたします。

ただし、製造事業者が所有する設備であって、型式承認申請前にその設備について産総研職員により確認（事前に所有試験設備の仕様等の資料提出をお願いします）がされたものについては、設備を借用して産総研職員が現地に出張し、型式承認試験を実施します。

《産総研所有試験設備による試験実施について》

【産総研北サイトによる試験】

産総研北サイトでは、計量システムに試験液（揮発油に相当する粘度、ほか灯油等）を通油し、精度試験及び耐久試験等を実施いたします。

申請者の方には、既存の試験装置に試験器物を設置していただきます。設置にかかる費用については、申請者のご負担によりお願いいたします。

また、試験器物設置の際には、消防法上の設備設置にかかる届け出が必要になります。その際に発生する消防への届出書類等の一部作成をお願いいたします。

【つくば中央第3事業所による試験】

つくば中央第3事業所では、電子計量システムに関わる試験等を実施いたします。

電子計量システムに関わる試験は、模擬入力装置による試験を想定しておりますので、パルス発信装置等を含む電子部分を試験するための模擬入力装置の用意をお願いします。（例：計測原理がピストン式等の機械式の場合、ピストンの回転軸をモーター駆動することにより、計量信号を発信する装置）

7. 検定・検査用参考資料の送付について

検定業務の円滑な業務実施のため、承認型式のうち検定に必要な資料について、各計量検定所へ送付を行います。

そのため、検定実施の際に必要な情報として次の資料の提供をお願いします。

- ・銘板（表記）
- ・封印方法（鉛玉、パスワードなど）、封印箇所
- ・プリンター名一覧（承認図面としてプリンターを特定している場合のみ：自動車等給油メーターは認定 POS のため不要）

注 1) PDF 等の電子ファイルによる提出をお願いします

注 2) 基本的にフォーマットは自由です

注 3) 上記の情報に変更が無い場合には提出の必要はありません。

なお、提出資料表紙に次の情報をお願いします。

- (1) 特定計量器名：
- (2) 承認製造事業者名：
- (3) 型式承認番号：
- (4) 承認の種類：型式承認、軽微変更届出のいずれか
- (5) 承認日（軽微変更届出の場合、届出日）：平成 XX 年 XX 月 XX 日
- (6) ヘッダー又はフッターにページ／総ページ

➤ 送付対象特定計量器（積算体積計）

- ・自動車等給油メーター
- ・小型車載燃料油メーター
- ・大型車載燃料油メーター
- ・簡易燃料油メーター
- ・定置燃料油メーター
- ・液化石油ガスメーター

製造事業者型式承認申請書

平成 年 月 日

独立行政法人産業技術総合研究所 殿

申請者 住 所
氏 名

印 (印)

下記の特定制量器につき、計量法第76条第1項の承認を受けたいので、申請します。

1. 事業の区分
液化石油ガスメーター

2. 当該特定制量器を製造する工場又は事業場の名称

同一型式別表の順にて記載をお願いします。
(例：液化石油ガスメーターの場合)

- ・計測方式
- ・設置形態
- ・使用最大流量
(同一型式別表の数値)

3. 製造事業者の届出の年月日

4. 承認を受けようとする特定制量器

種 類	型式又は能力	手 数 料	備 考
液化石油ガスメーター	ピストン式 定置型 使用最大流量 120 L/min 以下		

5. 第76条第3項の規定により、添える試験用の特定制量器等の内訳

- ・特定制量器
- ・構造図、作動原理図、製造工程図
- ・説明書

別紙_承認型式（減額）手数料（平成 22 年 6 月 1 日現在）

特定計量器	試験	1件についての減ずる金額
燃料油メーター（使用最大流量 1 L / 分以下） 【微流量燃料油メーター】	1 耐久性能に係る試験	133,800円
	2 電子装置の性能に係る試験	66,700円
	3 1または2に掲げる試験以外	107,900円
	1に掲げる試験と3に掲げる試験を行う必要がない型式	139,000円
	試験の減額が適用できる場合さらに51,700円を減ずる。	
燃料油メーター（充填機構その他で器具、機械又は装置と構造上一体型） 【自動車等・小型車載燃料油メーター】	1 耐久性能に係る試験	125,100円
	2 電子装置の性能に係る試験	246,500円
	3 1または2に掲げる試験以外	197,500円
	1に掲げる試験と3に掲げる試験を行う必要がない型式	238,900円
	試験の減額が適用できる場合さらに51,700円を減ずる。	
燃料油メーター（上記以外） 【大型車載・定置・簡易燃料油メーター】	1 耐久性能に係る試験	86,600円
	2 電子装置の性能に係る試験	77,100円
	3 1または2に掲げる試験以外	122,800円
	1に掲げる試験と3に掲げる試験を行う必要がない型式	164,200円
	試験の減額が適用できる場合さらに51,700円を減ずる。	
液化石油ガスメーター	1 耐久性能に係る試験	125,100円
	2 電子装置の性能に係る試験	246,500円
	3 1または2に掲げる試験以外	197,500円
	1に掲げる試験と3に掲げる試験を行う必要がない型式	238,900円
	試験の減額が適用できる場合さらに51,700円を減ずる。	

○減額計算式例：

液化石油ガスメーターについて電子装置の性能に係る試験のみを行う場合

新規手数料から減額を適用する試験項目に応じ、それぞれの金額を減じ（減額する試験項目が複数ある場合は、その合計金額を減ずる）、さらに 51,700 円を減じる。

- ・ 特定計量器 液化石油ガスメーター：新規型式_588,900 円
- ・ 試験及び減ずる金額（省略試験項目）
1 に掲げる試験と 3 に掲げる試験を行う必要がない型式：238,900 円
- ・ 試験の減額が適用できる場合さらに： 51,700 円

➤ 計算式 588,900 円－238,900 円－51,700 円＝298,300 円

『独立行政法人産業技術総合研究所が行う計量法に基づく検定、検査等及び特定標準器による校正等に関する規程』

別紙抜粋

- 別紙10-1 燃料油メーター（自動車等給油メーター）
- 別紙10-2 燃料油メーター（小型車載燃料油メーター）
- 別紙10-3 燃料油メーター（大型車載燃料油メーター）
- 別紙10-4 燃料油メーター（簡易燃料油メーター）
- 別紙10-5 燃料油メーター（微流量燃料油メーター）
- 別紙10-6 燃料油メーター（定置燃料油メーター）
- 別紙11 液化石油ガスメーター

別紙10-1（燃料油メーター（自動車等給油メーター））

項 目	届出の要否：同一型式		型式承認の種類	
	軽微変更届出不要	軽微変更届出を要する	承認型式 (一部の試験を要する)	新規型式(全ての試験を要する)（注1）
1 メーター				
1) 計量変換器				
a) 体積・流量 センサー		計量性能に影響のない変更及び追加		計測原理及び基本設計が異なる場合
b) 信号変換部		承認図面内の変換方式で変換部の形式が異なるものの変更及び追加	承認範囲外の変換方式で変換部の形式が異なるものの変更及び追加	
2) 体積表示機構		認定試験を受験しているものに変更	液晶・LED等の表示素子の追加及び変更	
2 補助装置				
1) 販売時点情報 管理装置		認定試験を受験しているものに変更	承認内容以外の変更を加える場合	
2) 1)以外のもの		計量性能に影響のない変更及び追加	計量性能に影響のある変更及び追加	
3 付加装置				
1)空気分離器		認定試験を受験しているものに変更	分離性能に影響のある変更及び追加	
2)ホース		認定試験を受験しているものに変更	承認範囲外の変更を加える場合	
3)ノズル		計量性能に影響のない構造変更	計量性能に影響のある構造変更	
4 設置形態の違い				1)定置型以外 2)ホースリール型以外
5 計量システム				ブレンド計量システム以外
6 使用最大流量		承認範囲内における使用最大流量の変更	1)使用最大流量の変更が承認範囲外の変更 2)使用最小流量と使用最大流量との比が承認範囲を超える場合	1)180L/min以下以外 2)180L/minを超えるもの以外
7 外部接続機器等			1)インターフェースの追加 2)通信仕様の変更及び追加	
8 電子装置を有する計量システム				
1)電気回路		電気的性能に影響を及ぼさない電気回路の変更及び追加	電気的性能に影響を及ぼす電気回路の変更及び追加	
2)回路基板	承認範囲内のセカンドソース部品の変更	電気的性能に影響を及ぼさない基板及び部品等の変更及び追加	電気的性能に影響を及ぼす基板及び部品等の変更及び追加	
備考 （注1）申請者の承認型式試験データを活用できる場合、該当試験の省略ができる				

別紙10-2 (燃料油メーター (小型車載燃料油メーター))

項 目	届出の要否：同一型式		型式承認の種類	
	軽微変更届出不要	軽微変更届出を要する	承認型式 (一部の試験を要する)	新規型式(全ての試験を要する) (注1)
1 流量計量部				
1) 計測原理		計量性能に影響のない変更及び追加		計測原理及び基本設計が異なる場合
2) 口径の違い		計量性能に影響のない変更及び追加		
3) 流入方向の違い		承認範囲外の流入方向の変更	取付姿勢により性能が変化する機種	
2 契約体積自動停止装置		計量性能に影響のない停止装置の変更及び追加	1) 停止装置の追加 2) 計量性能に影響を及ぼす停止装置の変更	
3 空気分離器		認定試験を受験しているものに変更	認定試験を受験していないものへの変更	
4 複合燃料油メーター		承認範囲内の複合燃料油メーターの追加及び変更		
5 発信器及び出力信号の違い		承認範囲内の変換方式で変換部の形式が異なる発信器の変更及び追加	承認範囲外のインターフェースの変更及び追加	
6 使用最大流量		承認範囲内における使用最大流量の変更	1) 使用最大流量の変更が承認範囲外の変更 2) 使用最小流量と使用最大流量との比が承認範囲を超える場合	1) 180L/min以下以外 2) 180L/minを超えるもの以外
7 電子化計量器				
1) 電気回路		電気的性能に影響を及ぼさない電気回路の変更及び追加	電気的性能に影響を及ぼす電気回路の変更及び追加	
2) 回路基板	承認範囲内のセカンドソース部品の変更	電気的性能に影響を及ぼさない基板及び部品等の変更及び追加	電気的性能に影響を及ぼす基板及び部品等の変更及び追加	
備考				
(注1) 申請者の承認型式試験データを活用できる場合、該当試験の省略ができる				

別紙10-3 (燃料油メーター (大型車載燃料油メーター))

項 目	届出の要否：同一型式		型式承認の種類	
	軽微変更届出不要	軽微変更届出を要する	承認型式 (一部の試験を要する)	新規型式(全ての試験を要する) (注1)
1 流量計量部				
1) 計測原理		計量性能に影響のない変更及び追加		計測原理及び基本設計が異なる場合
2) 口径の違い		計量性能に影響のない変更及び追加		
3) 流入方向の違い		承認範囲外の流入方向の変更	取付姿勢により性能が変化する機種	
2 契約体積自動停止装置		計量性能に影響のない停止装置の変更及び追加	1) 停止装置の追加 2) 計量性能に影響を及ぼす停止装置の変更	
3 発信器及び出力信号の違い		承認範囲内の変換方式で変換部の形式が異なる発信器の変更及び追加	承認範囲外のインターフェースの変更及び追加	
4 使用最大流量		承認範囲内における使用最大流量の変更	1) 使用最大流量の変更が承認範囲外の変更 2) 使用最小流量と使用最大流量との比が承認範囲を超える場合	1) 20m ³ /h以下以外 2) 20m ³ /hを超えるもの以外
5 電子化計量器				
1) 電気回路		電気的性能に影響を及ぼさない電気回路の変更及び追加	電気的性能に影響を及ぼす電気回路の変更及び追加	
2) 回路基板	承認範囲内のセカンドソース部品の変更	電気的性能に影響を及ぼさない基板及び部品等の変更及び追加	電気的性能に影響を及ぼす基板及び部品等の変更及び追加	
備考 (注1) 申請者の承認型式試験データを活用できる場合、該当試験の省略ができる				

別紙10-4 (燃料油メーター (簡易燃料油メーター))

項 目	届出の要否：同一型式		型式承認の種類	
	軽微変更届出不要	軽微変更届出を要する	承認型式 (一部の試験を要する)	新規型式(全ての試験を要する) (注1)
1 流量計量部 1) 計測原理		計量性能に影響のない変更及び追加		計測原理及び基本設計が異なる場合
2) 口径の違い		計量性能に影響のない変更及び追加		
3) 流入方向の違い		承認範囲外の流入方向の変更	取付姿勢により性能が変化する機種	
2 契約体積自動停止装置		計量性能に影響のない停止装置の変更及び追加	1) 停止装置の追加 2) 計量性能に影響を及ぼす停止装置の変更	
3 複合燃料油メーター		承認範囲内の複合燃料油メーターの追加及び変更		
4 発信器及び出力信号の違い		承認範囲内の変換方式で変換部の形式が異なる発信器の変更及び追加	承認範囲外のインターフェースの変更及び追加	
5 使用最大流量		承認範囲内における使用最大流量の変更	1) 使用最大流量の変更が承認範囲外の変更 2) 使用最小流量と使用最大流量との比が承認範囲を超える場合	1) 180L/min以下以外 2) 180L/minを超えるもの以外
6 電子化計量器 1) 電気回路		電氣的性能に影響を及ぼさない電気回路の変更及び追加	電氣的性能に影響を及ぼす電気回路の変更及び追加	
2) 回路基板	承認範囲内のセカンドソース部品の変更	電氣的性能に影響を及ぼさない基板及び部品等の変更及び追加	電氣的性能に影響を及ぼす基板及び部品等の変更及び追加	
備考 (注1) 申請者の承認型式試験データを活用できる場合、該当試験の省略ができる				

別紙10-5 (燃料油メーター (微流量燃料油メーター))

項 目	届出の要否：同一型式		型式承認の種類	
	軽微変更届出不要	軽微変更届出を要する	承認型式 (一部の試験を要する)	新規型式(全ての試験を要する) (注1)
1 流量計量部				
1) 計測原理		計量性能に影響のない変更及び追加		計測原理及び基本設計が異なる場合
2) 口径の違い		計量性能に影響のない変更及び追加		
3) 流入方向の違い		承認範囲外の流入方向の変更	取付姿勢により性能が変化する機種	
4) バルブ形状の違い		承認範囲外の変更及び追加		
2 発信器及び出力信号の違い		承認範囲内の変換方式で変換部の形式が異なる発信器の変更及び追加	承認範囲外のインターフェースの変更及び追加	
3 使用最大流量		承認範囲内における使用最大流量の変更	1) 使用最大流量の変更が承認範囲外の変更 2) 使用最小流量と使用最大流量との比が承認範囲を超える場合	1) 30L/h以下以外 2) 30L/hを超えるもの以外
4 電子化計量器				
1) 電気回路		電気的性能に影響を及ぼさない電気回路の変更及び追加	電気的性能に影響を及ぼす電気回路の変更及び追加	
2) 回路基板	承認範囲内のセカンドソース部品の変更	電気的性能に影響を及ぼさない基板及び部品等の変更及び追加	電気的性能に影響を及ぼす基板及び部品等の変更及び追加	
備考 (注1) 申請者の承認型式試験データを活用できる場合、該当試験の省略ができる				

別紙10-6 (燃料油メーター (定置燃料油メーター))

項 目	届出の要否：同一型式		型式承認の種類	
	軽微変更届出不要	軽微変更届出を要する	承認型式 (一部の試験を要する)	新規型式(全ての試験を要する) (注1)
1 流量計量部				
1) 計測原理		計量性能に影響のない変更及び追加		計測原理及び基本設計が異なる場合
2) 口径の違い		計量性能に影響のない変更及び追加		
3) 流入方向の違い		承認範囲外の変更を加える場合	取付姿勢により性能が変化する機種	
2 契約体積自動停止装置		計量性能に影響のない停止装置の変更及び追加	1) 停止装置の追加 2) 計量性能に影響を及ぼす停止装置の変更	
3 発信器及び出力信号の違い		承認範囲内の変換方式で変換部の形式が異なる発信器の変更及び追加	承認範囲外のインターフェースの変更及び追加	
4 使用最大流量		承認範囲内における使用最大流量の変更	1) 使用最大流量の変更が承認範囲外の変更 2) 使用最小流量と使用最大流量との比が承認範囲を超える場合	1) 20m ³ /h以下以外 2) 20m ³ /hを超えるもの以外
5 電子化計量器				
1) 電気回路		電気的性能に影響を及ぼさない電気回路の変更及び追加	電気的性能に影響を及ぼす電気回路の変更及び追加	
2) 回路基板	承認範囲内のセカンドソース部品の変更	電気的性能に影響を及ぼさない基板及び部品等の変更及び追加	電気的性能に影響を及ぼす基板及び部品等の変更及び追加	
備考 (注1) 申請者の承認型式試験データを活用できる場合、該当試験の省略ができる				

別紙11 (液化石油ガスメーター)

項 目	届出の要否：同一型式		型式承認の種類	
	軽微変更届出不要	軽微変更届出を要する	承認型式 (一部の試験を要する)	新規型式(全ての試験を要する) (注1)
1 流量計量部				
1) 計測原理		計量性能に影響のない変更及び追加		計測原理及び基本設計が異なる場合
2) 口径の違い		計量性能に影響のない変更及び追加		
3) 流入方向の違い		承認範囲外の流入方向の変更	取付姿勢により計量性能に影響を及ぼす変更 (タービン式)	
2 設置形態の違い				1) 定置式以外 2) 懸垂式以外
3 契約体積自動停止装置		計量性能に影響のない停止装置の変更及び追加	1) 停止装置の追加 2) 計量性能に影響を及ぼす停止装置の変更	
4 ガス分離器		認定試験を受験しているものに変更	認定試験を受験していないものへの変更	
5 複合液化石油ガスメーター		承認範囲内の複合液化石油ガスメーターの追加及び変更		
6 発信器及び出力信号の違い		承認範囲内の変換方式で変換部の形式が異なる発信器の変更及び追加	承認範囲外のインターフェースの変更及び追加	
7 使用最大流量		承認範囲内における使用最大流量の変更	1) 使用最大流量の変更が承認範囲外の変更 2) 使用最小流量と使用最大流量との比が承認範囲を超える場合	1) 120L/min以下以外 2) 120L/minを超えるもの以外
8 電子化計量器				
1) 電気回路		電氣的性能に影響を及ぼさない電気回路の変更及び追加	電氣的性能に影響を及ぼす電気回路の変更及び追加	
2) 回路基板	承認範囲内のセカンドソース部品の変更	電氣的性能に影響を及ぼさない基板及び部品等の変更及び追加	電氣的性能に影響を及ぼす基板及び部品等の変更及び追加	
備考 (注1) 申請者の承認型式試験データを活用できる場合、該当試験の省略ができる				